○国土交通省告示第九百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年七月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年九月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16617	フォルクスワーゲン ゴルフ ABA－5NCCZ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町5番地10
16618	フォルクスワーゲン ABA－6RCAV	〃	〃

○国土交通省告示第九百十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年七月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年九月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16619	アウディ ABA－4LCJTL	アウディ　ジャパン株式会社	東京都世田谷区尾山台2丁目30番地8号
16620	アウディ ABA－4LCJTH	〃	〃
16621	アウディ ABA－4LCJTS	〃	〃
16622	アウディ ABA－4LCJTB	〃	〃

○国土交通省告示第九百十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年七月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年九月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16623	BMW DBA－MT25	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
16624	BMW DBA－FP25	〃	〃

○国土交通省告示第九百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年七月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年九月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16625	BMW ABA－SP44	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

○海上保安庁告示第百八十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月二日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	天保山大橋橋梁灯（P二灯）
位置	
所在地	天保山大橋橋梁灯（C二灯）の南東方約一五〇メートル
北緯	三四－三九－三一
東経	一三五－二六－〇三
変更した事項	高さ
変更年月日	平成二十二年七月十二日
名称	天保山大橋橋梁灯（C一灯）
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の東北東方約五・二キロメートル）
北緯	三四－三九－三四
東経	一三五－二五－五七
変更した事項	明弧
変更年月日	平成二十二年七月十三日
名称	天保山大橋橋梁灯（L一灯）
位置	
所在地	天保山大橋橋梁灯（C一灯）の北西方約六六メートル
北緯	三四－三九－三五
東経	一三五－二五－五五
変更した事項	三一七度から一三七度まで明弧
変更年月日	平成二十二年七月十三日
名称	天保山大橋橋梁灯（C二灯）
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の東北東方約五・二キロメートル）
北緯	三四－三九－三四
東経	一三五－二五－五八
変更した事項	一三七度から三一七度まで明弧
変更年月日	平成二十二年七月十三日
名称	天保山大橋橋梁灯（L二灯）
位置	
所在地	天保山大橋橋梁灯（C二灯）の北西方約六六メートル
北緯	三四－三九－三六
東経	一三五－二五－五六
変更した事項	一三七度から三一七度まで明弧
変更年月日	平成二十二年七月十三日
名称	天保山大橋橋梁灯（R一灯）
位置	
所在地	天保山大橋橋梁灯（C一灯）の南東方約六六メートル
北緯	三四－三九－三二
東経	一三五－二五－五九
変更した事項	三一七度から一三七度まで明弧
変更年月日	平成二十二年七月十四日
名称	天保山大橋橋梁灯（R二灯）
位置	
所在地	天保山大橋橋梁灯（C二灯）の南東方約六六メートル
北緯	三四－三九－三三
東経	一三五－二六－〇〇
変更した事項	一三七度から三一七度まで明弧
変更年月日	平成二十二年七月十四日

○海上保安庁告示第百八十三号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月二日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	音戸ノ瀬戸船舶通航信号所
位置	
所在地	広島県呉市（音戸灯台の東方約三三〇メートル）
北緯	三四－一一－五五
東経	一三二－三二－二五
表示時間	常時
表示型式	電光表示板
塗色及び構造	黒色　塔形
視認範囲	一二五度から一八五度まで地上から電光表示板の頂部まで八・二メートル　平均水面上から電光表示板まで一一メートル
高さ	
表示法	清盛塚から真方位九〇度で対岸まで引いた線、音戸灯台から真方位九〇度で対岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を北上する概ね一〇〇総トン以上の船舶（以下「北航船」という。）の存在を、次に掲げる記号により電光表示板に示す。 北航船なし　〇の記号（緑光） 北航船あり　×の記号（赤光）
業務開始年月日	平成二十二年七月十六日
記事	一　電光表示板は、二秒を隔て二秒間点灯する。 二　社団法人瀬戸内海海上安全協会管理

○海上保安庁告示第百八十四号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月二日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	酒田沖GPS波浪観測灯浮標
位置	
所在地	酒田灯台（山形県酒田市）の西方約一九キロメートル
北緯	三八－五八－二九
東経	一三九－三六－〇二